

| 新  | 旧   | 改定理由   |
|--|---|--|
| <p>第2条(組織と目的)<br/>           本会はさいたま市緑区美園5丁目33番～53番に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。</p>   | <p>第2条(組織と目的)<br/>           本会は当地区内に居住する者を以って構成し、会員相互の親善と融和を図り住み良く明るい当地区を築くことを目的とする。</p>   | <p>活動範囲を明確化する意図。</p>   |
| <p>第4条(会員)<br/>           本会の会員は、第2条に定める区域内に居住する個人を対象とし、本会の入会、退会は妨げないものとする。<br/>           第5条(入会)<br/>           会員になろうとする者は会長に届けるものとする。<br/>           2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。<br/>           第6条(退会)<br/>           本会を退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。<br/>           2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。<br/>           ① 区域に住所を有しなくなった会員<br/>           ② 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない所帯の会員</p> | <p>(新規)</p>   | <p>持家世帯だけでなく賃貸世帯も加入可能であることを明確化するを追加。<br/>           一度退会した世帯の再入会希望れることがないように条文として1班長に退会届を提出したにも関わらずに伝わっていないということがあったため、入退会窓口を会長に</p> |
| <p>第7条(役員および専門部員)<br/>           会長 1名 副会長 0～2名 監事 0～2名<br/>           防災委員 0～6名</p>   | <p>第4条(役員)<br/>           会長 1名 副会長 2名</p>  | <p>現状に即して副会長2名の制約がこれまでも会則に明記されていたが、監事2名を自治会世帯にするという制約をなくす。<br/>           専門部として、防災委員を新設。</p>  |
| <p>第9条(役員の任務)<br/>           会長は本会を代表し会務を総括する。<br/>           2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。<br/>           3 会計は副会長が担当する。副会長不在時は外部委託を可とする。<br/>           4 監事は会計を監査する。監事不在時は外部委託を可とする。</p>  | <p>第6条(任務)<br/>           会長は本会を代表し会務を総括する。<br/>           副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった、又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。<br/>           会計は副会長が担当する。<br/>           監査は会計を監査する。</p> | <p>副会長や監事就任の希望者がいないを想定し、自治会運営の透明性を保証するため、会計監査などをへの委託が可能となるよう条文を</p>  |
| <p>(削除)</p>  | <p>第8条(班長)<br/>           ① 班長は班を代表し本会活動の推進及び班内の連絡、会費の徴収を行う。<br/>           ② 班長の任期は1年とする。</p>  | <p>班長制廃止に伴い条文削除。</p>   |
| <p>第11条(専門部)<br/>           本会の目的達成のため、専門部を設置することができる。<br/>           2 専門部の設置及び廃止については、定例総会において決定する。<br/>           3 専門部の運営について必要な事項は、臨時総会で定める。</p>  | <p>(新規)</p>   | <p>防災委員など、専門的な活動を推進するための条文を追加。</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>第12条(総会の種類及び構成)<br/>     本会の総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。</p> <p>第13条(定例総会の審議事項)<br/>     定例総会は、次に掲げる事項を審議議決する。<br/>     ①業務計画及び事業報告に関する事項<br/>     ②決算及び決算に関する事項<br/>     ③役員を選任に関する事項<br/>     ④会則に関する事項<br/>     ⑤その他、本会の運営上必要な事項</p> <p>第14条(臨時総会の審議事項)<br/>     この会則に定められていない事項については臨時総会に諮り決定する。</p> <p>第15条(総会の開催)<br/>     総会は会長が直接招集する(通常総会)、オンライン上で招集する(オンライン総会)、直接招集とオンライン招集の併用(ハイブリッド総会)、議案をメール配信後にウェブ上で書面評決書提出(文書総会)、いずれかの方法で開催する。<br/>     2 定例総会は、年1回開催する。<br/>     3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。<br/>     ①会長が必要と認めるとき。<br/>     ②会員の5分の1以上から請求があったとき。</p> <p>第16条(総会の議決)<br/>     総会の議事は、全会員の過半数の議決をもって決する(委任を含む)。</p> | <p>第9条(会議と召集)<br/>     総会ならびに役員会は会長が召集し、出席者の過半数の議決を以って、これを決する。</p>  | <p>内容の緻密化。<br/>     直接招集する以外の開催方式も取り扱うための条文変更。<br/>     現状に即して、直接出席しなくて可能とするための条文変更。<br/>     メールやウェブなどで自治会員の(臨時総会として扱う)が可能であれば、少人数で方針決定を行う役員止。</p> |
| <p>第17条(会計)<br/>     経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以ってこれを決する。<br/>     2 会費は定例総会で定める。月額 <b>250</b> 円とする。<br/>     3 決算は会計監査を経て定例総会に報告し、承認を得なければならない。</p>  | <p>第10条(会計)<br/>     経費は会費、運営補助金、各事業所補助金その他の収入を以ってこれを決する。<br/>     会費は月額 500円とする。<br/>     決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。</p> | <p>自治会設立当初は上半期3,000円、下半期3,000円の自治会費集金だったが、現在は通年3,000円の自治会費集金となっているので、現状に即して変更。</p>  |
| <p>■会則の変更および解散</p> <p>第19条(会則の変更)<br/>     この会則を変更する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。</p> <p>第20条(解散及び残余財産の処分)<br/>     自治会加入世帯が20世帯を下回る場合、解散の是非について臨時総会を行う。<br/>     2 本会を解散する場合は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得なければならない。<br/>     3 解散に伴う残余財産の処分は、総会において全会員の3分の2以上の同意を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。</p>  | <p>(新規)</p>   | <p>自治会解散を見据えて条文を追</p>   |